

異分野連携新事業分野開拓計画の認定に係る申請について

計画の認定申請にあたっては、次の書類を2部用意して下さい。(1部は写しで結構です。)

1. 申請書(認定申請書(様式1)及び別表1～4)
2. 中小企業者(個人事業者を除く。)の定款
3. 中小企業者の最近2期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
(これらが無い場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
4. 連携参加者全員(全ての中小企業者、大企業者及び協力者)の計画に対する同意書の写し

※2と3の書類については、連携参加者のうち中小企業者の分だけで結構ですが、4については、連携事業に参加するすべての方の分の提出が必要です。

新連携支援地域戦略会議事務局にまだご相談されていない方は、まずお近くの新連携支援地域戦略会議事務局にご相談下さい。申請書の詳しい記載内容や記載方法は、事業のご相談の中でご説明いたします。

<各地域の戦略会議事務局 連絡先一覧>

(中小企業基盤整備機構の各地方支部に設置しています。)

地域	所在地	電話/FAX
北海道	〒060-0002 北海道札幌市北区北7条西4-5-1 ORE 札幌ビル6階	電話 011-210-7472 FAX 010-210-7481
東北	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	電話 022-399-9031 FAX 022-399-9032
関東	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル	電話 03-5470-1606 FAX 03-5470-1573
中部	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	電話 052-201-3068 FAX 052-220-0517
北陸	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	電話 076-223-6100 FAX 076-223-5762
近畿	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マチャングアイズマートビル11階	電話 06-6910-3865 FAX 06-6910-2239
中国	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 住友生命広島八丁堀ビル3階	電話 082-502-6689 FAX 082-502-6690
四国	〒760-0019 香川県高松市サンプラザ2-1 高松シンボルタワー棟7階	電話 087-823-3220 FAX 087-811-3516
九州	〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町4番2号 博多祇園BLDG.2階	電話 092-263-0325 FAX 092-263-0331
沖縄	〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター313-1	電話 098-859-7566 FAX 098-859-5770

なお、新連携支援地域戦略会議事務局及び経済産業局において、別表の算定根拠資料や、開発技術に関する詳しい説明資料、金融機関からの借入れの詳細など、認定に必要な資料の提出を、別途お願いする場合があります。予めご了承ください。

記載要領

申請者は以下の要領に従って、異分野連携新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

1 異分野連携新事業分野開拓の目標

開拓する新たな事業分野について、別表1の該当する欄に記載し、需要の開拓がなさ

れる計画であることを示すこと。新事業活動の内容については、新事業活動の類型に則して、具体的に記載すること。

2 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う大企業者又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

該当する者がある場合には、別表1の該当する欄に記載すること。

3 異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期

次の要領により別表2に記載すること。

- (1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- (2) 実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。
- (3) 評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- (4) 評価頻度は、自ら計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- (5) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。

4 異分野連携新事業分野開拓における連携の態様

連携参加者の経営資源の組合せの態様及び異分野連携新事業分野開拓を共同で行う事業者間の規約等の整備状況を別表3の該当する欄に記載し、連携により新事業分野開拓が可能となることを示すこと。各連携参加者の役割分担が明確になるように記載すること。また、連携の核となる中小企業者とその役割についても具体的に記載すること。

5 連携参加者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様

異分野連携新事業分野開拓のために提供する経営資源について、中小企業者、大企業者又は協力者ごとに別表3の該当する欄に記載すること。

6 異分野連携新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別表4に記載すること。資金調達額については、計画期間の間のみ記載すること。資金調達合計額と各負担者の負担額の合計が一致するように記載すること。

7 その他

別表1の業種は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（四桁）を記載すること。

別表2の実績欄は、異分野連携新事業分野開拓計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載すること。

実施状況 ◎計画どおり実行できた。○ほぼ計画どおり実行できた。△実行したが不十分だった。×ほとんど実行できなかった。

効果 ◎効果が十分上がった。○ほぼ予定の効果が得られた。△少し効果があった。×ほとんど効果がなかった。

対策 実施状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載すること。

申請様式の記入手引き

申請書（認定申請書（様式1）及び別表1～4）の記入の方法の詳細については、以下の手引きをご参照ください。

<p>宛名には連携体の代表の主たる事務所を管轄地域に持つ経済産業局の長の名前をご記入ください。</p> <p>また、開拓先の新事業分野の事業を所管する主務大臣が経済産業大臣以外の大臣となる場合は、経済産業局長と当該主務大臣（業種等により地方支分部局長）との連名にしてください。</p>	様式第1	異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定申請書	年 月 日
	主務大臣名 殿	住所 名称及び 代表者の氏名	印
		中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。	
	(備考)	1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	

連携に参加する中小企業者のうち連携体の代表となる一社を選び、ご記入ください。個人事業者の場合、名称は「(個人事業)」とご記入ください。代表となる一社は、連携体の核となる者(コア企業)であることが望ましいです。

【注意】

事業名、申請者及び新事業活動の種類（太枠の欄）は広報等での公開情報となります。計画について秘密にしたい事項がある場合、これらの欄の記入内容には十分にご注意ください。その他の欄は、秘密厳守で取り扱います。

(別表1)

異分野連携新事業分野開拓計画

事業名	
.....事業	
申請者	新事業活動の種類
名称： 代表者名：	計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

異分野連携新事業分野開拓の目標

①新事業活動の内容
②市場のニーズ
③市場の規模
④競合する事業者、事業分野等との比較・相違点
⑤需要の開拓の規模

事業の目標について、「⑤需要の開拓の規模」が妥当であることが示せるよう、①の新事業の内容から④の競合にまで、それぞれ見出しの下にご記入ください。必要に応じ、欄の枠は下へ広げてください。

認定案件の一覧として公開しますので、用いる技術や材料、開拓する市場など、事業の特長をあらわす言葉を入れた事業名を簡潔に（最長40文字程度を目安）つけてください。なお、連携体の名称とは別としてください。

連携体の代表となる一社（申請書に記入した中小企業者と同一。）の名称と代表者名をご記入ください。個人事業者の場合、名称は「（個人事業）」とご記入ください。

連携体内の役割分担等は別表3に記入欄があります。ここでは連携体全体としての新事業活動の内容をご記入ください。

連携体の代表となる一社を含め全中小企業者についてご記入ください。

大企業者又は協力者が法定の支援措置を受けることはできませんが、計画上参加が必要な者についてはご記入ください。

連携参加者（中小企業者）

	①名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）
1	(例) A株式会社、東京都千代田区霞ヶ関1-3-1、望田晴夫	10,000千円、100人、金属工作機械製造業(2641)
2		
3		
4		
5		

業種と細分類番号は総務省の日本標準産業分類に掲げる細分類の項目名と番号（4桁）をご記入ください。

連携参加者（大企業者・協力者）

	①名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）
1		
2		
3		

記入の順番は任意で結構です。必要に応じ、記入欄を追加してご記入ください。

評価基準は自ら計画の進捗状況を評価するときの基準を、また、評価頻度はその頻度を、それぞれご記入ください。

実施時期は実施項目の開始時期をご記入ください。
(1-1は1年目第1四半期の意味)

記入例を参考にしつつ、記載要領の3.をよくご確認のうえ、ご記入ください。

実施項目は内容により番号を枝番号にするなどし、関連付けてご記入ください。

(別表2)
実施計画と実績 (実績欄は申請段階では記載する必要はない。)

番号	計 画			実 績			
	実 施 項 目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	市場調査	調査報告書完成	完成時	1-1			
2-1	試作品の製作	試作品完成	完成時	1-2			
2-2	〇〇マーケットの反応調査	調査報告書完成	完成時	1-4			
2-3	材料、工程の検討	製造原価	半年	2-1			
2-4	〇〇技術の特許取得	特許取得	取得時	1-4			
3	テスト販売	得意先の反応	実施時	2-1			
4	生産準備						
4-1	専用ラインの整備	工程管理規約整備	隔月	2-1			
4-2	専用治具等の整備	整備度	隔月	2-1			
4-3	作業マニュアル整備	マニュアル完成度	半年	2-2			
5	販売準備						
5-1	価格の決定	営業利益	隔月	2-1			
5-2	販売促進策の作成	売上高	毎月	2-2			
5-3	販売ツール(カタログ等)の作成	売上高	毎月	2-2			

実績欄はフォローアップ調査等のとき用の欄です。申請段階では記入しないでください。

(別表3)

異分野連携新事業分野開拓における連携の態様

連携参加者の経営資源の組合せの態様

Blank area for describing the combination of business resources of participating partners.

異分野連携新事業分野開拓を共同で行う事業者間の規約等の整備状況

Blank area for describing the status of preparation of regulations, etc. for joint business activities.

連携参加者（中小企業者）

	名称	異分野連携新事業分野開拓のために提供する経営資源 (設備、技術、知識、技能等)
1		
2		
3		
4		
5		

連携参加者（大企業者・協力者）

	名称	異分野連携新事業分野開拓のために提供する経営資源 (設備、技術、知識、技能等)
1		
2		
3		

下段に各連携参加者が提供する経営資源をご記入いただきますが、それら経営資源がどのように組み合わせ、どのような役割分担で新事業活動が行われるのか、詳しくご記入ください。

この欄には各連携参加者の役割ではなく、提供する経営資源を中心としてご記入ください。

各連携参加者が役割分担に応じ最善を尽くすことが、どのように担保されているのか、ご記入ください。協力者との間では、必ずしも規約等が存在しなくとも構いません。

製造業の場合の開発コストは売上原価に含まれますが、小売業等での開発コストは販売費及び一般管理費に含まれます。

減価償却費は、売上原価に含まれるものと、間接部門のPC等のように、販売費及び一般管理費に含まれるものとがありますので合算してご記入ください。

既存事業ではなく、新事業活動に係る部分のみについて、連携体全体の合計額でご記入ください。

計画に係る資金のうち、設備投資以外の資金は全て運転資金額に算入してください。

資金を負担する中小企業者、大企業者ごとに、名称、負担合計額、その内訳(カッコ付き記入欄)をご記入ください。補助金については、その他として扱ってください。

(別表4) 経営計画及び資金計画 (単位 千円)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
①売上高					
②売上原価					
③売上総利益 (①-②)					
④販売費及び一般管理費					
⑤営業利益					
⑥減価償却費					
⑦設備投資額					
⑧運転資金額					
⑨資金調達額合計 (⑦+⑧)					
1 A株式会社					
政府系金融機関借入	()	()	()	()	()
民間金融機関借入	()	()	()	()	()
自己資金	()	()	()	()	()
その他	()	()	()	()	()
2 (負担者名)					
政府系金融機関借入	()	()	()	()	()
民間金融機関借入	()	()	()	()	()
自己資金	()	()	()	()	()
その他	()	()	()	()	()
3 (負担者名)					
政府系金融機関借入	()	()	()	()	()
民間金融機関借入	()	()	()	()	()
自己資金	()	()	()	()	()
その他	()	()	()	()	()
4 (負担者名)					
政府系金融機関借入	()	()	()	()	()
民間金融機関借入	()	()	()	()	()
自己資金	()	()	()	()	()
その他	()	()	()	()	()
5 (負担者名)					
政府系金融機関借入	()	()	()	()	()
民間金融機関借入	()	()	()	()	()
自己資金	()	()	()	()	()
その他	()	()	()	()	()